

令和2年度東京都小学校教育振興に関する要望書(一般社団法人東京都小学校PTA協議会)

No.	要望事項	回答	担当部課
I	<b>教職員の労働環境改善および増員による指導体制の充実</b>		
	<p>1) 教職員を取り巻く労働環境の改善について  <b>教職員の労働環境の改善に、一層の尽力を頂きますよう要望します。</b>                      都教委では、平成30年2月に策定された「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教職員の長時間労働の改善に向けて、総合的な対策を進めておられることと承知しております。この取り組みを引き続き推進して頂くことで、教職員の業務負担が軽減し、子供たちと向き合う時間が確保でき、より上質な教育が可能になると考えております。</p>	<p>都教育委員会では、教員の長時間労働の改善に向け、「学校における働き方改革推進プラン」等に基づき、外部人材の活用やICT化の推進など多様な取組を講じています。                      令和2年度においては、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業や、副校長を直接補佐する非常勤職員を配置する学校マネジメント強化モデル事業の実施規模拡大など、教員の働き方改革に資する取組を一層推進していきます。</p>	総務部教育政策課
	<p>2) 副担任制および教育支援要員について  <b>副担任制の充実および教育支援要員配置の推進など、教員の補助業務を担うスタッフのさらなる人的整備・推進を要望します。</b>                      教職員の業務負担軽減とともに、主に学級担任を務める教員の業務負担が軽減され、子供たちと向き合う十分な時間が確保できるようにと願っております。特に、平成30年度から導入された「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」の一層の拡充など、教育現場のニーズをとらえた施策の強化をお願いいたします。</p> <p>&lt;都知事ヒアリングによる予算措置について&gt;                      要望1-1)1-2)に関連する「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」への付与拡大のご回答を頂いております。</p>	<p>○副担任制について                      教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく都の教職員定数配当基準により、適切に算定しています。                      なお、令和元年度から2年間の間、小学校において、負担の大きい校務を担う教員の授業持ち時数を軽減するモデル事業を実施しています。</p>	人事部人事計画課
		<p>○教育支援要員について                      都教育委員会では、教員の業務負担を軽減するとともに、本来業務である児童への指導等に集中できる環境づくりを推進するため、平成30年度から、区市町村教育委員会が教員を補佐する非常勤職員を小・中学校に配置した場合に、その人件費を全額補助する「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」を実施しており、令和2年度は1,500名の配置に必要な予算を措置しました(平成31年度は1,000名)。                      スクール・サポート・スタッフの配置支援については、国の動向も見据えながら、希望する学校に配置が進むよう、努めていきます。</p>	人事部職員課
	<p>3) 専科教員等の配置について  <b>専科科目教員等の増員・配置の推進を引き続き要望します。</b>                      専科科目は、専門的な知識や技術を伴うことから、担任ではなく専科教員による指導が必要であると考えており、これにより学級担任を務める教員の業務負担軽減にも効果が期待できます。また、2020年度からの教科化が予定されている英語教育についても、現在推進されている専科指導教員の配置等、進めて頂きますようお願いいたします。</p> <p>&lt;同予算措置について&gt;                      要望1-3)に関連する「英語専科教員加配」「講師時数措置等」のへの付与拡大のご回答を頂いております。</p>	<p>教職員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づく都の教職員定数配当基準により、適切に算定しています。                      なお、都教育委員会では、22学級以上の全ての小学校に英語専科指導教員を配置するとともに、専科指導教員を配置していない小学校に対しても、必要な講師時数を措置していきます。                      都教育委員会は、国に対し、小学校における英語専科指導教員の加配などの充実を要望しています。</p>	人事部人事計画課
	<p>4) 学級編成について  <b>小学3年生以上の学年においても、クラスあたりの児童35人を基準とした学級編成を要望します。</b>                      現在東京都の小学校は、1～2年生が35人学級、3年生以上が40人学級です。国の基準ありきにはなってしまうのかも知れませんが、全学年を35人学級とする事ができれば、児童一人ひとりに対応したきめ細かな、より上質な教育が可能となり、かつ教職員の業務負担の軽減につながるものと考えております。</p>	<p>教員は、授業や授業準備はもとより、成績処理や部活動指導など様々な業務を担っていることから、教育を取り巻く現状への対応として、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員などの外部人材を活用するほか、業務の見直しやICTの活用など、多様な取組を総合的に講じることが、業務の縮減につながると考えています。                      今後の学級編成の在り方については、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持の観点から、国の責任において行われるべきと考えており、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	地域教育支援部 義務教育課

No.	要望事項	回答	担当部課
II	<p><b>心身共に健やかな子供の育成について</b></p> <p>1) 学校教育における環境の整備について  <b>体育館における空調設備の設置拡充がより推進されますよう、区市町村への支援を引き続き要望します。</b>  東京の小学校の教室には、冷暖房設備の設置拡充がなされていますが、夏季の猛暑が続くここ数年は、体育館の空調設備の充実を望む声が増加傾向にあります。災害時の避難所としても機能しなければならない体育館の空調設備について、設置拡充が進むよう支援をお願いいたします。</p> <p>&lt;同予算措置に関して&gt;  要望2-1)に関連する「屋内体育施設空調設備」の付与拡大のご回答を頂いています。</p> <p>2) 特別支援教育(特別支援教室・特別支援学級)について  <b>特別支援教育に対する支援の充実と、特別支援教育のさらなる認知が進むような情報発信を要望します。</b>  特別支援教育の指導対象児童は増加傾向にあることから、指導にあたる教員の専門性向上や、人員確保が引き続き求められています。支援を必要とする児童がもれなく適切な環境を得られるような体制の整備、そして支援児童・家庭に対する周囲の理解が進むための更なる情報発信を望んでおります。</p> <p>&lt;同予算措置に関して&gt;  要望2-2)に関連する「特別支援教室専門員」への付与拡大のご回答を頂いています。</p> <p>3) スクールカウンセラーの配置について  <b>東京都任用のスクールカウンセラーの常時配置を要望します。</b>  平日は仕事のため、学校に来校する事が叶わない保護者は依然として多く、カウンセラーの予定に合わせて相談することが困難なケースがあります。相談したい時にいつでもカウンセラーが学校におり、区市町村任用のカウンセラーとの連携を緊密に図って頂けるような体制が実現するよう望んでおります。</p> <p>4) 道徳教育のより一層の推進について  <b>教科「道徳」について、より児童の実態に応じた効果的な指導による授業実施を要望します。</b>  都教委による、道徳教育の推進啓発のための施策については承知しているところです。しかしながら、新学習指導要領の道徳科の目標に示されている「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習」の実現のためには、SNS社会や世界情勢をかんがみ、「主体的・対話的で深い学びとなる」ためのより良い指導と評価による道徳教育が必然と捉えております。多様な価値観を認め、一人ひとりの児童が尊重されるような道徳教育の推進をお願い致します。</p>	<p>都は、児童の安心・安全な学校環境整備と、防災機能強化の観点から、空調設備を整備する区市町村に対して、平成30年度から、体育館等への空調設置に補助を行っています。令和元年度も区市町村が体育館等の暑さ対策を計画通り実施できるよう、予算の確保を行っています。</p> <p>都教育委員会は、特別支援教室を導入した区市町村に対して、連絡調整等を行う特別支援教室専門員の配置や、児童・生徒に対する指導上の配慮について、巡回指導教員や在籍学級担任等に助言を行う臨床発達心理士等の巡回により指導体制の整備をしています。また、区市町村教育委員会就学担当者説明会等で、保護者への就学や特別支援教育に関する説明の実施について指導・助言しています。さらに、発達障害に対する理解の促進と、都教育委員会における発達障害教育に係る施策の推進のため、児童・生徒やその保護者をはじめ、広く都民に対し、発達障害教育に関する説明会を実施するとともに、就学を控えた5歳児の保護者を対象としたパンフレットを作成・配布し、適切な就学と必要な指導・支援につなげるための理解を促進しています。</p> <p>小学校におけるスクールカウンセラーについては、平成25年度から全校に配置して、いじめ、不登校をはじめとする問題行動等の対応に成果を上げています。なお、平成20年度からスクールカウンセラー配置事業に関する国の補助率が2分の1から3分の1になり、都の負担が増加する中で、平成28年度は、スクールカウンセラーの配置日数をこれまでの35日から38日に拡充し学校教育相談体制の更なる充実を図ったところです。今後も国の動向を踏まえながら、本事業の実施を検討していきます。なお、配置拡大のために都は、国に対して補助率の引き上げを要望します。</p> <p>都教育委員会では、区市町村教育委員会や教育研究団体と連携し、道徳科の優れた授業実践の公開と参加教員による協議を通じて確かな指導力を身に付けるための「『特別の教科 道徳』授業力向上セミナー」を実施しています。令和元年度は計6回開催し、300名以上の教員が参加しました。セミナーでは、多様な価値観を認め、物事を多面的・多角的に捉えながら道徳性を育む「考え議論する道徳」を実現する手だてや、子供たち一人一人を認め励ます適正な評価の在り方等について、事例の紹介や協議を行っています。また、都独自の道徳教育教材集を改訂し、都内全公立小学校の児童に配布するとともに、学校・家庭での活用を推進しています。今後も引き続き、道徳授業の核となる、実践力のある教員を養成していくとともに、各学校が組織的に道徳教育の充実を図ることができるよう支援していきます。</p>	<p>地域教育支援部 義務教育課</p> <p>都立学校教育部 特別支援教育課</p> <p>指導部指導企画課</p> <p>指導部 義務教育指導課</p>



No.	要望事項	回答	担当部課
	<p>5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック大会開催にあたり            ① オリンピック・パラリンピック教育  <b>これまでのオリンピック・パラリンピック教育が、子供たちの一生を通じた学びにつながるよう、大会開催中はもとより、終了後も世界の平和、多様な価値観の共有、スポーツマインドの素晴らしさを自覚できるものとなるような推進プランを要望します。</b>            居住地東京でのオリンピック・パラリンピック開催に際し、子供たちはまたとない貴重な体験の機会を得ました。一過性のものとならないよう各地域・区市町村への推進・啓発を引き続きお願いするものです。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック教育の推進にあたり、平成30年度からは、共生社会形成の担い手となることが期待される幼児・児童・生徒にとって必要な資質である「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」を重点的に育成してまいりました。            令和2年度においても、3つの資質を重点的に育成するとともに、東京2020大会以降も長く続く教育活動となることを見据え、本教育を展開してまいります。今後、各学校の特色を生かし、家庭や地域等と連携を図りながら、東京2020大会以降も長く続けていく教育活動となるよう、「学校2020レガシー」の構築に向けた取組を進めます。            「学校2020レガシー」は、各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性等を鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を、各学校一つ以上設定することとしています。</p>	指導部指導企画課
	<p>② 大会開催期間中における課外学習活動について  <b>当該学年ならではの課外学習活動が妨げられることのないよう、各区市町村教委への取組み・代替案・明確な方針のご提示を昨年度より継続して要望します。</b>            先の報道で、「オリンピック・パラリンピック観戦機会を提供されたものの、島しょ部・多摩地域などは熱中症や鉄道の乗換など子供たちの安全優先のために不参加が相次いでいる」とありました。一方で、特別区の児童はほぼ全員が観戦できるとのことでした。この件に限りませんが、都のすべての児童はその需要に応じて、等しく上質な小学校教育を享受しなければなりません。区市町村への最大限の配慮を望みます。</p>	<p>大会開催期間中の活動やオリンピック・パラリンピックに関わる機会として、都では、オリンピック・パラリンピック教育の集大成として、東京2020大会の競技を、学校単位で直接観戦する機会を提供することとしています。            観戦に当たり、観戦チケットを都で費用負担し、希望する学校へ用意します。この観戦チケットの配券に当たっては、通常、学校が行う課外学習活動等の日程やその他の意向を確認し、可能な限り観戦日時・競技の配慮を行います。            また、観戦を行わない児童・生徒についても、オリンピック・パラリンピック教育で学んだことを自ら実感できるよう、子供たちが地域の身近な場所で競技を観戦できるコミュニティライブサイト等の情報を、機会をとらえて提供していきます。</p>	指導部指導企画課
III	子供を取り巻く学校外の安全について		
	<p>1) 通学路における安全確保・事故防止に向けて            ① 通学路における安全確保  <b>「通学路交通安全プログラム」に基づく取組の推進を、各区市町村に引き続き周知頂きますよう要望します。</b>            通学路における安全確保は、「通学路交通安全プログラム」に基づいて各区市町村と学校、関係機関が連携して進めるものと考えておりますが、交通事故や不審者による事件など、児童の安全が脅かされる報道が相次ぐ昨今、当協議会への要望も絶える事はありません。区市町村への働きかけを引き続きお願いいたします。</p>	<p>通学路の安全を確保するためには、区市町村が定める通学路交通安全プログラムや国の登下校防犯プランに基づく定期的な合同点検と対策の実施、対策効果の把握及びそれを踏まえた対策の改善・充実を一連のPDCAサイクルとして実施し、関係機関との連携による継続的な取組として推進することが必要です。都においては、国の通知等を踏まえ、各地域において関係機関との連携による継続的な取組を推進するよう、区市町村教育委員会に対して周知しています。</p>	地域教育支援部 義務教育課
	<p>② 保護者を巻き込んだ交通安全教育  <b>児童だけでなく、保護者への啓発にもつながる交通安全教育の推進を引き続き要望します。</b>            小学校における交通安全教育は、保護者と家庭の十分な理解・協力があってこそ成り立つものと考えております。保護者やその家族は、児童が事故の加害者・被害者どちらにもならないように見守る事が責務です。そういった点をふまえた上で、事業の推進、関係各所との連携においてより具体的な取り組みをお願いいたします。本協議会においても、保護者ありきの安全教育の周知や啓発に一層努めて参ります。</p>	<p>都教育委員会が毎年全教員に配布している「安全教育プログラム」では、自転車に乗る際のルールについて指導するために、各学校が必ず指導する基本的事項として、「自転車の安全な利用と点検・整備」を示し、どの学校においても自転車交通安全教育を推進するよう指導しています。特に、「安全教育プログラム」の「交通安全に関する資料」には、「自転車安全利用五則」等の自転車を安全に利用するための関連法規や指導についての資料を充実させ掲載しています。            また、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を踏まえ、希望する学校に「自転車シミュレータ交通安全教室」や「歩行者シミュレータ交通安全教室」、各学校等において「自転車実技教室」等を実施し、自転車交通安全教育を推進しています。            なお、保護者の意識付けに効果的な情報発信等については、児童への交通安全教育を推進する上で、家庭の協力が不可欠であることを踏まえて、学校公開等を活用して児童の交通安全教室へ保護者の参加を促し、学校と保護者とが協力して取り組む交通安全教育を引き続き推進してまいります。</p>	指導部指導企画課